

許可番号 第 13-10-154517 号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 東京都調布市多摩川二丁目 25 番地 4

氏名 エコアクティブ株式会社

代表取締役 相田 仁

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 14 条第 1 項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和 7 年 6 月 14 日

許可の有効年月日 令和 12 年 6 月 13 日

1 事業の範囲

(1) 業の区分：収集・運搬（積替え保管を含む。）

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん

（石綿含有産業廃棄物を含む。）（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）（以上 16 種類）

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類（限定内容は裏面のとおり）

廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類

（石綿含有産業廃棄物を含む。）（以上 9 種類）

2 積替え保管施設（施設詳細は裏面のとおり）

所在地：東京都稲城市坂浜 4 2 号 3 2 8 1、3 2 8 2

3 許可の条件

(1) 作業時間は、原則として 8 時から 17 時までとする。

(2) 積替え保管を行う産業廃棄物の搬出は全て自ら行うこと。

(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(4) 積替え保管は都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 22 年 6 月 14 日 新規許可

令和 7 年 6 月 14 日 更新許可 第 3 回

5 積替え許可の有無 無

6 規則第 9 条の 2 第 8 項の規定による許可証の提出の有無 無

（裏面あり）



東京都

(裏面)

2 積替え保管施設

所在地：東京都稲城市坂浜42号3281、3282

積替え保管面積：716㎡

最大保管高さ：1.96m

産業廃棄物の種類 (限定内容)	保管量	
廃プラスチック類	コンテナ 8.0m ³ ×1個	8.0m ³
木くず	コンテナ 8.0m ³ ×1個	8.0m ³
金属くず	コンテナ 10.0m ³ ×1個	10.0m ³
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	コンテナ 8.0m ³ ×1個	8.0m ³
がれき類	コンテナ 8.0m ³ ×1個	8.0m ³
混合廃棄物 (廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、 金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁 器くず、鋳さい、がれき類)	コンテナ 8.0m ³ ×1個	8.0m ³
混合廃棄物 (廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラス くず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき 類)	コンテナ 8.0m ³ ×1個	8.0m ³
廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリート くず及び陶磁器くず (いずれも石綿含有産業廃棄物に限る。)	コンテナ 8.0m ³ ×1個	8.0m ³
	合 計 保 管 量	66.0m ³

(以下余白)